

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3074号)

令和6年5月28日

横情審答申第3074号

令和6年5月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年1月20日政総第345号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「利害関係者との接触に関する指針第4項に基づく通知（平成29年5月
17日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「利害関係者との接触に関する指針第4項に基づく通知（平成29年5月17日）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年12月20日付で行った「利害関係者との接触に関する指針第4項に基づく通知（平成29年5月17日）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書のうち、特定新聞社の支局長及び市政記者の姓（以下「本件非開示部分」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、本号本文に該当する。

また、ウェブサイトに掲載していないこと及び社員の所属及び氏名を名簿等で公表していないことを特定新聞社へ確認したことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないため、本号ただし書アに該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 本件非開示部分に係る者は、取材活動で名刺を配付しているほか、新聞に署名記事を書いていると推認され、その氏名は既に広範囲に周知されている。

- (3) 横浜市市政記者会の所属記者として、市長記者会見を主催し、開催要領や、会見参加を希望する記者の選別作業に関与している。そうすると、市政に関して正確かつ公正な報道を行う社会的責任並びにその取材及び報道の在り方に対する説明責任を負っているというべきである。
- (4) 以上のことから、本件非開示部分が、ただし書アに該当することは明白である。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 利害関係者との接触に関する指針（以下「指針」という。）に係る事務について

指針は、利害関係者との接触その他の職務執行の公正さに対する市民の信頼を損なうおそれのある行為の防止に関し、横浜市職員（以下「職員」という。）が具体的な行動の是非を判断するためのガイドラインである。

指針第2項には職員と利害関係者が会食を共にすること等が禁止行為として、指針第3項には自らの飲食費を負担して、職務として出席する行事に併せて会食を共にすること等が禁止行為の例外として定められている。

指針第4項によれば、例外に該当する行為を行う場合は、所属局区のコンプライアンス推進員に申請し、同推進員は当該申請に係る行為を承認するかどうかを決定して申請者に通知することとされている。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、政策局の職員3名が、平成29年6月1日に特定新聞社の社員3名と飲食を伴う意見交換会（以下「本件意見交換会」という。）を行うことについて、コンプライアンス推進員である政策局総務課長が承認したことに係る通知である。

イ 通知には本件意見交換会の内容、日時、場所、相手方、接触の理由・必要性、費用、コンプライアンス推進員の処理内容等が記載されている。実施機関は、これらのうち相手方2名の姓を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報

に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示とした理由について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件非開示部分については、特定新聞社のウェブサイト上に掲載されておらず、同じ情報が掲載された社員名簿を公表していないことを特定新聞社に確認した。開示している1名の姓については、特定新聞社のウェブサイト上に掲載されていることを確認したため、開示している。

(イ) 実施機関としては、横浜市政記者の氏名は一切公表していない。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、本件審査請求文書を見分した上で、次のように判断する。

(ア) 本件非開示部分の本号本文の該当性について

本件非開示部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当する。

(イ) 本件非開示部分の本号ただし書該当性について

審査請求人は、名刺を配付していることや新聞に署名記事を掲載していることから本件非開示部分に係る者の氏名は広範囲に周知されており、本号ただし書アに該当すると主張している。

しかし、名刺は業務上の必要に応じて特定の相手方に渡しているものであって、その内容を何人に対しても公にすることが予定されているとはいえない。また、本件非開示部分は、本件意見交換会の相手方が誰かという情報であって、署名記事上の情報ではないため、本件非開示部分に係る者が署名記事を掲載していたとしても、その者が本件意見交換会に参加しているかどうか慣行として公にされているとはいえない。

したがって、本件非開示部分は、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 1 月 20 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 1 月 27 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 6 年 2 月 27 日 (第382回第一部会)	・審議
令和 6 年 3 月 26 日 (第383回第一部会)	・審議
令和 6 年 4 月 23 日 (第384回第一部会)	・審議